

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第43号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第44号	飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第45号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第46号	飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例	可 決
議案第48号	令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第53号	令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第54号	令和3年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
議案第56号	令和3年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
請願第2号 (継続審査)	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	不採択
陳情第7号 (継続審査)	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：今回の改正において対象となる防疫等作業手当は1日 1,500 円と説明を受けたが、時間、回数に関係なく1,500 円か。

回答①：規則案では「作業1日につき」としている。同日であれば、時間、回数に関係なく1,500 円とする予定である。

質疑②：改正条文に「特定新型インフルエンザ等、新型コロナウイルス感染症を除き」とあるが、新型コロナウイルス感染症に関する作業は対象外か。

回答②：新型コロナウイルス感染症に関しては、以前に追加済みのため今回の改正では除いている。既に防疫等作業手当の支給対象となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：夫婦共同で育児するといった観点から、例えば、職員の妻は勤めていない場合でも夫である職員本人が育児休業を取得できるのか。

回 答：取得できる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例

質疑①：防災会議のメンバーは、町長が指名するのか。

回答①：1号から8号の委員はそれぞれ定数が決まっており、町長が選任し任命する。

質疑②：消防団長は委員になっているが、議会議員は誰もいない。消防委員には議会議員もいるが、この防災会議には任命されていないのはなぜか。また、他の自治体もそうなのか。

回答②：防災会議の主たる所掌事務は地域防災計画の作成・変更であり、議会の議決事項となる。議会の議決が必要な計画等に関わる会議や委員会などに、

議会議員を任命しないという原則に沿ったものと認識している。また、他の自治体の状況は分かりかねる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：料金体系はどの様になっているのか。

回 答：[資料配付]配付した資料のとおり。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：分譲後の草刈りは所有者が行うのか。

回 答：所有者で草刈りしてもらおう。

意 見：今後、分譲事業を行う際には、周辺に農地がある場合、草刈等の農作業による騒音等があることを事前周知してほしい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑①：当町における 1 人 1 日あたりの平均給水量は全国平均と同程度か。

回答①：全国平均よりは少ない状況である。

質疑②：この数値は、漏水等も含めた数値か。

回答②：有収水量から算出しており、漏水等は含まれない数値である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質 疑：決算書 P403 に処理区域内接続戸数 3,538 戸とあるが、接続率ほどの程度か。

回 答：約 84%。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○請願第 2 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書

【6 月定例会審査報告】

説明者：日本国民救援会長野支部 事務局長 古川多磨夫 氏

質疑①：この請願書は、長野県内全ての市町村議会に出したのか。

回答①：現在は、地方議会に請願書を出す活動を全国的に進めようとしている段階。長野県では、例えば松本市は、すでに審議され、採択されている。正確な数値は把握していないが 10 団体には至っていない。まだ、活動が始まったばかりであり、今後急速に各議会で取り上げていただけたらと思う。

質疑②：このような請願は、全市町村議会に一斉に出したほうが良いと思うが、次回の 9 月定例会時には全市町村議会に出す見込みか。

回答②：請願を出す立場とすれば、その内容、必要なことをすべて伝え、皆さんにご理解いただき、採択を目指さなければならない。そういうことをきちんとやるということになると国民救援会の各支部の判断が必要になるため、現時点ではお答えできない。

質疑③：請願の提出先にピンポイントで飯綱町議会を選んだ理由は。

回答③：私は、国民救援会長野支部の事務局であり、長野市、飯綱町、信濃町、小川村が管轄である。今回、取り掛かりとして、飯綱町と信濃町に提出し、意見を伺いながら審議をお願いした。

質疑④：裁判所が一番公平にいろいろな事案を判断する機関だと思っている。それを今の情報だけでえん罪であるかないかという判断をすることは非常に難しい。裁判所の判断は正しいものだと思っているし、正しいと思うしかないかと捉えている。裁判所の判断の結果をどう捉えているのか。

回答④：人が行う裁判で、この点に疑問があるではないか、あるいは罪を犯した方が自分の一生をかけて「自分はやっていないんだ」と言い続ける場合に、それに応えてもう一度裁判を行い、明らかにする機会を設けることは、どのような事情があるにしても保証されるべきではないか。審判を「もう一度やってくれ」と要求したときに確実に実施する制度にして欲しいというのが趣旨である。

質疑⑤：再審の拒否については、それ相当の証拠が確定しているのではないのか。

回答⑤：40、50年罪を問われ、やっと何十年もかかって再審で無罪になった人は、検察が持っていた証拠を早く公にしていれば、何十年も苦しまずに無罪となっていた。持っている証拠は全部明らかにして裁判ができるようにしてくれというのが一点目の提案。

質疑⑥：証拠の取扱いについて、裁判員裁判制度になってからは、検察がすべての証拠をリストにして弁護側に出している。ただ、再審は今もそれがない。刑事訴訟法が施行されて70年経つが、いまだにそれが変わってない原因・問題は何だと思うか。裁判官、弁護士、検察官などの法律家がこの請願の内容を議論しても折り合いがつかないためだと思う。この法律に詳しいわけではない議会がこの請願を採択するのはどうなのかと思う。これが近い将来に実現するのか疑問だが、見解は。

回答⑥：自分も専門家ではないので法律的なことや制度を全部把握しているわけではないが、審判のやり直しの要求がされた場合、確実に実施する制度にして欲しい。

意見①：証拠が開示されずに隠ぺいされていたとの事実は確認されているのか。30、40年前の警察のやり方をこの場で議論するのはいかがなものか。

質疑⑦：請願事項の「3」の説明を。

回答⑦：請願事項の「1」「2」を含めて、裁判のやり直しをこういうルールでやりましょうということ。

継続審査採決：現時点では判断がつかないため、継続審査にしたいとの声があり、裁決の結果、継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日時：令和4年8月9日（火）午前9時

場所：第2会議室（第2庁舎2階）

意見：我々はそれぞれの裁判の中身を十分に調べることができず、また、法律の専門家ではないため、わからないことが沢山ある。ここの場で、この問題に対して検討しても結論を出すことは難しいと思う。個人的には現状維持の法則により、いったん不採択として、もう一度しかるべきところでしっかりした判断をするのが適切だと思う。

賛成討論：常日頃、えん罪の問題については注目し、また心を痛めている。この請願については賛成であり、被害者にとっては一日も早くという願いであると思う。検察の再審開始決定に対する不服申立により、再審の機会をなくすことがないように、ルール変更を含めて、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めることに賛成する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

【6月定例会審査報告】

説明者：なし

意見：趣旨はわかったが、基地をどこに持っていくのか。受け入れる自治体はないのではないかな。

継続審査採決：検討に時間を要するため、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で、継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日時：令和4年8月9日（火）午前9時

場所：第2会議室（第2庁舎2階）

意見：前回の委員会では、更に検討を要するため、継続審査となった。この問題については、審査を継続しても今の段階で私たちに適切な判断ができるか疑問である。このまま継続審査を続けるより、ここで採決したほうが良いと思っている。日本を守っていくために沖縄だけを犠牲にするということは問題があるのではないかなと思う。しかし、今、世界の中で、ロシア、北朝鮮、中国（台湾に対する）の行動を見ていると、抑止力を強化することは必要ではないかなと思う。そういう意味を踏まえて、沖縄だけを犠牲にしないよう、国が受け入れる自治体を探さなければいけないと思う。やはり、国が指導力を十分に発揮して、しっかり防衛できる体制確保に組んでもらいたいと思っている。国からそういう提案が出てきていない現状から、今回は不採択として、出てきたところで十分に検討することが必要だと思う。

賛成討論：沖縄の住民の皆さんの思いを我々は感じるべきだと思う。戦後25年でやっと日本に返還された沖縄。それが半世紀たって今年で52年になるが、いまだ、ほとんどの基地が沖縄にある状態の中で、議員も含めて体感するなり情報を得るなり勉強して、早く沖縄住民の立場に立って援護すべきと感じている。元鳩山首相は、アメリカに行って「県外に基地を」という交渉をしようとしたところ、この契約を見て啞然としたそうだな。しかし、地位協定を含め、私たちは国民として沖縄の痛みを感じ、一人でも多くが応援しなければいけないと感じている。よって、この意見に賛成する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。